

別府けいりんを知ろう

競輪事業の目的

競輪は、自転車競技法により、「自転車その他の機械の改良及び輸出の振興、機械工業の合理化並びに体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興に寄与するとともに、地方財政の健全化を図る」ことを目的に、公営競技としての自転車競走が行われています。

別府市では、市の事業の1つとして別府市営別府競輪を開催し、その収益の一部を競輪事業の特別会計から市の一般会計へ繰入しており、皆様の暮らしに役立てています。

全国の競輪場との比較

競輪場は全国で43か所あり、毎日どこかの競輪場でレースが開催されています。

別府競輪場は施行者別で見ると全国で唯一100日開催(令和4年度)を達成しました。令和5年度は112日開催予定で2年連続全国1位です。

また、令和4年度の年間売上でも、全国第3位の売り上げを達成しました。売上金額全体で約1兆1千億円あり、別府市はその内約352億円の売上金額となっています。

競輪事業の収益

別府競輪場で得られた収益金から一般会計への繰入金金は図1のとおりです。なお、昭和25年度から令和5年度までの繰入金累計額は、約472億円となっています。

図1

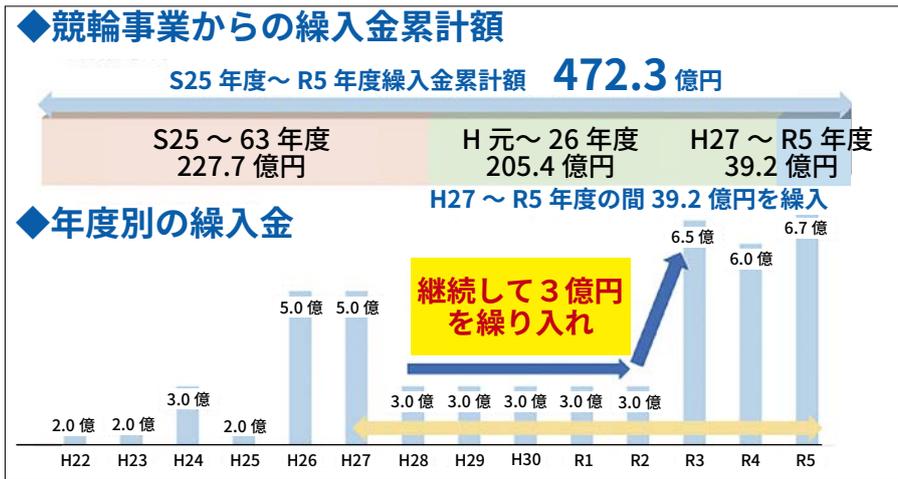


図2

◆繰入金の使い道(H27年度～R5年度 39.2億円)

使用項目	金額
予防接種の費用	11.1 億円
新図書館整備	9.0 億円
野口原総合運動場改修など体育振興	4.5 億円
学校給食費負担軽減の補助	4.3 億円
認可外保育所助成・子ども医療・ICT教育	3.5 億円
現代芸術フェスティバルなどの文化振興	2.8 億円
PCR検査センター運営	2.5 億円
高齢者在宅支援	1.5 億円
合計	39.2 億円

主な活用事業

繰入金の使い道は図2のとおりです。福祉や教育関連など市民の皆様の身近な生活に役立てられています。

また、北部コミュニティセンター改修工事や消防署亀川出張所建替工事などの競輪場周辺対策事業や地域貢献を目的とした地域振興補助事業(詳細は3ページに掲載)も実施しています。

公営競技事務所 ☎(67)5578
別府けいりんホームページ



◀消防署亀川出張所建替工事



▶北部コミュニティセンター改修工事

別府けいりんが変わります！

〈公営事業局組織図〉

競輪事業管理者	市長から権限を与えられ、公営事業局を運営します。
総務課	地方公営企業法及び公営企業会計に沿って、人事・財務・経理・契約などについて、明瞭な組織運営を担います。
事業課	お客様から注目される競輪の開催や売上の増収に向けた事業計画、営業活動を担います。
地域振興室	周辺地域はもとより、市内全域の発展に向けて地域振興事業に取り組みます。



新たな取組①
4月から、市の機構から独立した公営事業局へ変わります。

Q なぜ、企業化するのですか？

A. 今後とも持続可能な競輪事業に取り組み、安定して一般会計へ繰入していくためには、一層の収益性や経済性を発揮しなければならず、これまで以上に民間企業の感覚を持った経営理念が必要となります。また、競輪ポータルサイトに対応するため、預り金や売掛金等の会計処理を行うには、公営企業法を適用する必要があります。

Q どのような効果がありますか？

A. 収益事業としての位置付けが明確化し、事業を実施するうえで、収益性の確保が優先されます。新たに作成する貸借対照表などの財務諸表等により、これまで把握できなかった経営成績や財政状況が数値化されることで、計画的な施設管理や将来への投資計画等の経営分析が可能となります。

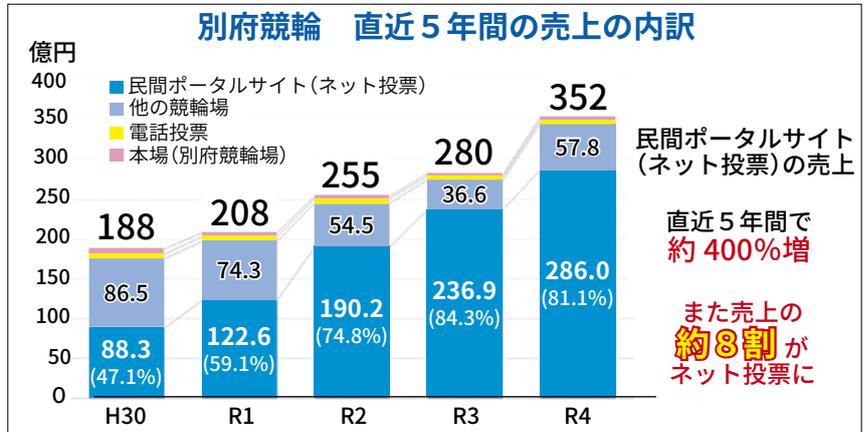
新たな取組②

別府独自の競輪ポータルサイトを開設

Q なぜ、競輪ポータルサイトを開設するのですか？

A. 競輪事業を取り巻く環境は時代の変化によりデジタル化が急速に進んでおり、迅速な対応が必要と判断しました。直近5年の車券の売上状況の内訳は図3のとおりです。

図3



Q 収益の見通しは？

A. 直近の数値(令和5年上期)では、ポータルサイトを利用した車券の購入が前年比約10%増となっております。逆に競輪場に来場して購入する紙車券は前年比1.8%減となっています。この傾向は今後も続いていくことが予測されており、新設するポータルサイトにおける収益は運営開始5年目で単年度収支6億円の黒字、10年目で17億円の黒字を見込んでいます。

▼別府翔青高校の校外活動用バス



▲亀川駅のイルミネーション

令和6年度別府競輪地域振興事業補助事業募集

競輪事業の収益の一部を、市民に広く見える形で還元し、社会に貢献するため、次に関する取組を行う団体に対して、補助事業を実施します。

対象事業

- 補助金額は1事業につき上限額500万円
 - ①スポーツ振興に関すること
 - ②教育または文化交流に関すること
 - ③市民生活の向上などに関すること
- ※詳細は市ホームページまたは公営競技事務所へお問合せください。